

滋賀県版環境影響評価技術ガイド

— 歴史的遺産分野（文化財・伝承文化） —

平成30年10月

滋賀県琵琶湖環境部環境政策課

目次

○文化財

1. 調査	1
2. 予測	6
3. 評価	7
4. 環境保全措置	7
5. 事後調査	8
6. 事例紹介	9
7. 文化財関係の知事意見	10
8. 文化財関係窓口	16
9. 文化財関係法令	17
10. 文化財関係参考文献	18

○伝承文化

1. 調査	19
2. 予測	23
3. 評価	24
4. 環境保全措置	25
5. 事後調査	25
6. 事例紹介	26
7. 伝承文化関係の知事意見	27
8. 伝承文化関係窓口	31
9. 伝承文化関係法令	32
10. 伝承文化関係参考文献	33

文化財

本県には、非常に多くの文化財が存在しており、世界文化遺産に登録されている延暦寺、世界遺産暫定リストに登録されている彦根城をはじめ、国宝指定件数は 55 件（全国第 5 位）、重要文化財指定件数は 819 件（全国第 4 位）を誇る（平成 29 年 12 月 1 日現在、文化庁調べ）。また、これらの文化財が県内全域に渡って広く存在するというのも本県の特徴であり、湖北地域に残る多くの優れた観音像、湖東地域で今も製造が続いている近江上布、湖南地域で出土した数々の銅鐸、東近江地域で発展し県内各地へ広まった梵鐘など、各地域での風土を形成している。

このように、県内各地に存在する文化財は、地域住民にとって貴重な存在であるため、事業実施区域およびその周辺に文化財が存在しないことが明らかである場合を除き、文化財を環境影響評価の対象環境要素として選定するものとする。

なお、文化財の調査およびその取扱いについては、県・市町の教育委員会等文化財所管部局と十分協議する必要がある。

また、文化財への影響はその他の環境要素（大気環境、水環境、動物、植物、景観等）とも関係している場合があるため、その他の分野の技術ガイドを参照するとともに、必要に応じて文化財所管部局以外の関係部局とも協議することが必要である。

1. 調査

(1) 調査すべき情報

有形の文化財の分布状況

(解説)

文化財保護法で規定されている文化財のうち、指定（登録）された有形の文化財またはこれらと同等程度の価値を有する有形の文化財を対象として分布状況を把握する。具体的には、以下のとおり。

文化財の種類	具体例
有形文化財	【建造物】 【美術工芸品】 絵画、彫刻、工芸品、書跡、典籍、古文書、考古資料、歴史資料等
有形民俗文化財	無形の民俗文化財に用いられる衣服、器具、家具等
記念物	【遺跡】 貝塚、古墳、都城跡、旧宅等 【名勝】 庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳等 【天然記念物】 動物、植物、地質鉱物

文化的景観	【地域における人々の生活または生業および地域の風土により形成された景勝地】 棚田、里山、用水路等
伝統的建造物群	【周囲の環境と一体をなして歴史的風致を形成している伝統的な建造物群】 宿場町、城下町、農漁村等
埋蔵文化財	【土地に埋蔵されている文化財】
未指定の有形の文化財	関係法令で指定（登録）されている文化財と同等程度の価値を有する未指定（未登録）の有形の文化財

(2) 調査の基本的な手法

現地調査および文献その他の入手可能な資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析

(解説)

ア 有形の文化財の分布状況の把握

事業予定地およびその周辺の地域に存在する有形の文化財の存在や、未指定の有形の文化財が存在する可能性について、市町の文化財所管部局と事前に協議したうえで、文献調査、ヒアリング、現地確認のすべての調査手法により分布状況を把握する。

a 文献調査

県・市町文化財目録、県・市町遺跡地図、郡史や市町村史、字史等の地域資料を収集し、既知の有形の文化財について必要な情報の整理を行うとともに、未指定の有形の文化財に関する情報の把握や、未周知の埋蔵文化財が存在する可能性の把握を行う。

b ヒアリング

地域の文化に詳しい人、たとえば関係市町の文化財担当者、地域の博物館の学芸員、地域の寺社や自治会の関係者（特に年配の方）等へヒアリングを行う。

c 現地確認

文献調査やヒアリングで得られた情報の確認を行う。文献調査では得ることのできない地域の状況の把握、ヒアリングで得られた情報の確認、新たな要素の発見等を目的とする。

未指定の有形の文化財が新たに確認された場合は、その文化的価値について文化財所管部局と協議する。

文化財保護法等に基づく手続きについて文化財所管部局と協議し、現地踏査や試掘調査が実施された場合は、その調査報告書の写しを準備書および評価書に掲載する。

イ 主要な有形の文化財の抽出

把握した情報について、文化財の種類、位置等の概要、位置づけ（法令等の指定対象、

地域により重視されている対象等の視点)を整理し、文化財所管部局と協議し、主要な有形の文化財を抽出する。

抽出にあたっては、文化財関係の法令に指定されているもの、既存の公的調査などによって価値判断がなされているもの等だけでなく、地域の歴史的・文化的特徴、文化財所管部局の意向、住民等の価値認識も考慮する。

ウ 主要な有形の文化財の状態の把握

イで抽出した主要な有形の文化財について、現況を把握する。

調査すべきこと	調査内容等
文化財の状態	文化財の種類、名称、内容、成立時期、現況など
	文化財の位置、数量、面積、範囲、分布状況、保存状況など
	未指定の文化財の場合は、その文化的価値、文化財所管部局および所有者(管理者)の保存活動の意向・課題
アクセス特性	文化財へのアクセスルート(当事者および拝観者)

(3) 調査地域

対象事業実施区域およびその周辺の区域

(解説)

ア 調査地域の設定

主要な文化財に関する情報と、事業特性(事業内容、計画地の位置、工事内容、供用後の工作物に関する情報)から、以下の①～④の観点に着目して文化財所管部局と協議し、対象の文化財や文化財と一体となった周辺環境に損傷等の影響を及ぼすおそれがあると認められる地域を設定する。

なお、記念物(名勝、天然記念物)については、その影響範囲が文化財の近傍に限らない場合がある(下流域に影響が及ぶなど)ため、必要に応じて文化財所管部局以外の関係部局とも協議して調査地域を設定する。

① 文化財の直接改変

事業の実施または供用による土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等により、文化財が全体的あるいは部分的に失われたり、形状の改変が行われること等。

② 文化財と一体となった周辺環境の変化

事業の実施または供用による大気環境、水環境、動物、植物、景観等の変化などにより、文化財の雰囲気や利用の快適性等が変化すること等。

例：文化財と一体となっている植物への工事による濁水の影響、樹木の伐採による

景観の変化、文化財の拝観に対する騒音の影響等

③ 文化財の内部(庭園等)から見る風景の変化

事業の実施または供用による土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等により、文化財の内部（庭園等）から見る風景が変化すること等。ただし、景観の項目において別途調査する場合を除く。

例：文化財の内部（庭園等）からの見え方への影響

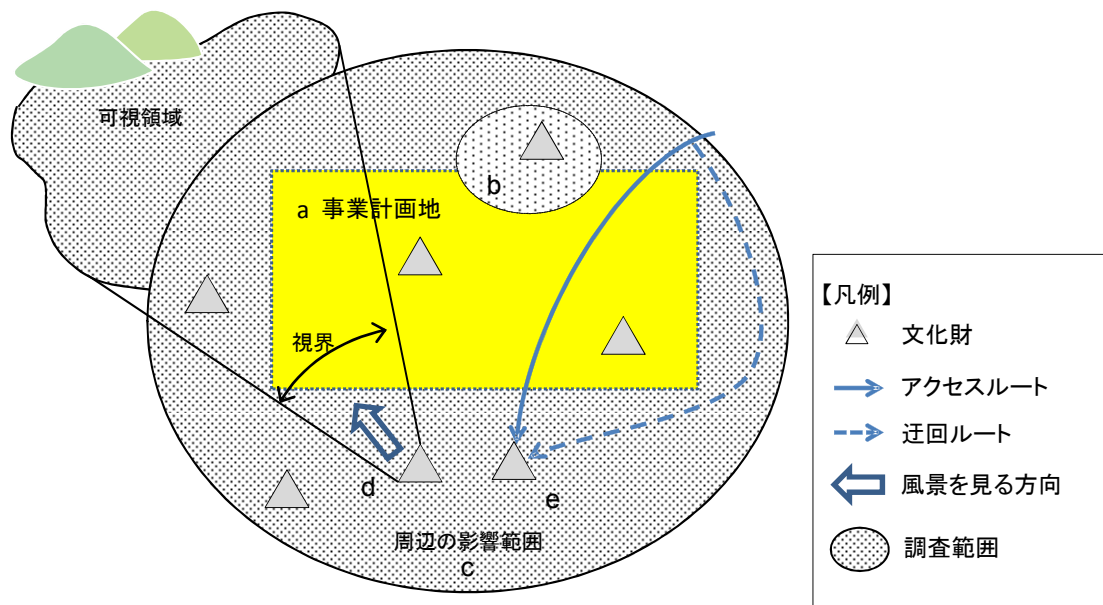
④ 文化財へのアクセス特性の変化

事業区域の存在や工事の実施による文化財の拝観ルートへの影響が生じること等。

例：迂回等による拝観ルートの変化、交通量の増加に伴う拝観ルートに対する騒音の影響等

イ 調査地域の目安

調査すべき情報	観点	調査地域の目安
有形文化財 有形民俗文化財 記念物 文化的景観 伝統的建造物群 未指定の有形の文化財	文化財への直接改変	a 事業計画地内
	文化財と一体となった周辺環境の変化	a~cを含む範囲
		a 事業計画地内 b 事業計画地を含む集落 c 事業計画地外で影響を受ける可能性のある範囲
	文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化	d 文化財の内部（庭園等）から見ることのできる重要な風景や借景となる範囲 ※有形民俗文化財を除く。
	文化財へのアクセス特性の変化	e アクセスルートに影響を受けることが想定される文化財の存在および迂回ルートを含む範囲
埋蔵文化財	文化財への直接改変	a 事業計画地内 b 事業計画地を含む周知の埋蔵文化財包蔵地
	文化財と一体となった周辺環境の変化	a~cを含む範囲
		a 事業計画地内 b 事業計画地を含む周知の埋蔵文化財包蔵地 c 事業計画地外で影響を受ける可能性のある埋蔵文化財包蔵地
	文化財へのアクセス特性の変化	e アクセスルートに影響を受けることが想定される埋蔵文化財の存在および迂回ルートを含む範囲



(4) 調査地点

有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(解説)

文献調査、ヒアリング、現地調査の結果を踏まえて文化財所管部局と、必要に応じてそれ以外の関係部局とも協議し、適切な地点を設定する。

また、事業の実施により主要な文化財へのアクセスに影響を及ぼす可能性がある場合は、アクセス特性が把握できる地点を含める。

(5) 調査期間等

有形の文化財の特性を踏まえて調査地域における有形の文化財に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯

(解説)

文化財が紅葉や桜等を要素に持つ場合や、棚田や里山等季節により大きく雰囲気や利用の変動がある場合は、これらの変化を適切に把握できる期間・時期を考慮する。

特に、日中、夜間等時間帯に関わるような文化財は、時間帯を考慮する。

埋蔵文化財の調査は、草の繁茂の影響を受けない時期に実施する。

上記以外については、それぞれの文化財の特性を踏まえた時期に実施する。

(6) 記載にあたっての留意事項

調査結果には、調査手法、出典資料、ヒアリング対象者の属性および年齢層、主要な文化財を抽出する過程等を具体的に記載するとともに、文化財所管部局の意見等、抽出にあたっての根拠を明らかにする。

調査結果は、文化財保護法の規定に基づく文化財体系に合わせて取りまとめる。

2. 予測

予測および評価の対象となる文化財は、1(2)イで抽出した主要な有形の文化財とする。

(1) 予測の基本的な手法

有形の文化財についての分布または成立環境の改変の程度を踏まえた事例の引用または解析

(解説)

ア 文化財に対する直接改変の程度予測

文化財に対する直接的な改変による影響については、土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等の範囲と、文化財の分布図を重ね合わせることで文化財への影響を予測する。

イ 文化財と一体となった周辺環境の状態変化の予測

文化財と一体となった周辺環境の状態変化については、大気環境、水環境、動物、植物、景観等の予測結果を踏まえ、類似事例の引用・解析等により文化財の周辺環境や利用状況への影響または変化の程度を予測する。

ウ 文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化の予測

文化財の内部（庭園等）から見る風景の変化については、土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等の範囲と、文化財の分布、そして各文化財から見る風景の視界や可視領域を重ね合わせることで予測する。

エ 文化財へのアクセス特性の変化の予測

文化財へのアクセス特性の変化については、事業区域や工事関係車両、拝観ルートの経路図を重ね合わせることで予測する。

(2) 予測地域

調査地域のうち、有形の文化財に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(解説)

予測地域は、調査地域に準ずる。

(3) 予測対象時期

有形の文化財に係る環境影響を的確に把握できる時期

(解説)

対象事業の工事期間中は、文化財、文化財と一体となった周辺環境、文化財の内部（庭園等）から見る風景およびアクセス特性に及ぼす影響を適切に予測し得る時期とする。

対象事業の工事完了後は、施設等が通常の稼働状態に達し、文化財、文化財と一体となった周辺環境、文化財の内部（庭園等）から見る風景およびアクセス特性に及ぼす影響を適切に予測し得る時期とする。

なお、文化財と一体となった周辺環境、文化財の内部（庭園等）から見る風景およびアクセス特性の変化の予測対象時期は、大気環境、水環境、動物、植物、景観等の予測結果を踏まえて適切に設定する。

3. 評価

(1) 文化財への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じ代償措置等の実施により環境の保全についての配慮が適正になされていること。

(2) 文化財保護法、滋賀県文化財保護条例および関係市町の文化財の保護に関する条例等に基づく基準等や、関係市町の歴史文化基本構想等における目標が示されている場合には、当該基準または目標と整合が図られていること。

4. 環境保全措置

有形の文化財は、保存・継承されることが原則であり、可能な限り土地の形状の変更等の区域から除外するとともに、文化財と一体となった周辺環境への影響についても回避・低減する必要がある。

環境保全措置は、文化財所管部局と、必要に応じてそれ以外の関係部局とも十分に協議を行ったうえで、文化財の所有者、管理者の意向を踏まえ、対象となる文化財の内容と重要度に応じて必要な措置の内容を検討し、必要以上に周辺環境に手を加えることのないようにする。

なお、具体的な環境保全措置の例としては、以下のものが想定される。

(1) 回避

- ・ 区域、設計の変更等により、有形の文化財の分布地や、文化財と一体となった周辺の地域を改変区域から除外する。
- ・ 新たな施設の設置は、文化財の内部（庭園等）から見る風景に影響を与えない位置にする。
- ・ 紅葉や桜の時期を工事期間から除外する。
- ・ 土地の改変に伴う濁水が文化財と一体となった周辺の地域を通らないようにする。

(2) 低減

- ・ 区域、設計の変更等により、有形の文化財の分布範囲や、文化財と一体となった周辺の地域に占める改変区域の割合を縮小する。
- ・ 文化財と一体となった周辺の地域の樹木をできる限り残す。
- ・ 文化財の一部を残し、新たな施設に利用する。
- ・ 新たな施設の高さを抑える等の工夫をする。
- ・ 新たな施設の形状や意匠を、文化財の雰囲気に合わせてたり、文化財の内部（庭園等）から見る風景になじませたりする等の工夫をする。
- ・ 工事車両の通行経路を、文化財へのアクセスルートから離す。

(3) 代償

- ・ 事業によって失われる文化財の移築・移動、修復および記録の保存を行う。
- ・ 文化財への新たなアクセスルートを整備する。

(4) その他留意事項等

- ・ 未造成地の土地の改変の際は、埋蔵文化財に十分留意する。
- ・ 工事開始後に埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに文化財所管部局に報告し、対策を検討する。このことを工事業者にも周知徹底する。
- ・ 既知の文化財の位置を看板で示し、遊歩道を設置するなど文化財の活用方法を検討し、一定の配慮をすることが望ましい。

5. 事後調査

(1) 事後調査の必要性

事後調査が必要な場合は、以下のものが挙げられる。

- ・ 埋蔵文化財等の分布範囲が不明確で、事業の実施によるこれらへの影響に不確実性が大きい場合
- ・ 代償措置により有形の文化財の移築、移動および修復等を行った場合

(2) 事後調査の手法

原則として現地調査とし、対象事業により文化財が受けた影響の内容および程度を確認するとともに、予測評価および環境保全措置の効果を検証する。

(3) 事後調査の期間

原則として予測対象時期とするが、必要に応じて、工事の進捗状況に合わせて造成工事中に適宜実施する。

代償措置により移築・移動、修復等を行った場合は、影響の程度に応じて継続的な調査を実施する。

6. 事例紹介

南草津プリムタウン土地区画整理事業の事例

(1) 事業概要

事業の種類	土地区画整理事業
事業規模	約 32.3ha
事業区域の位置	草津市野路町および南笠町の一部

(2) 土地利用計画

農耕地を改変し、住宅用地（約 1,200 世帯）を造成。

区分	計画前割合 (%)	計画後 割合 (%)
宅地等	8	57
農耕地	83	10
道路	2	25
河川・水路等	7	5
公園・緑地	—	3

(3) 文化財に係る環境影響評価の概要

ア 調査

調査対象	文化財
調査手法	有形の文化の調査結果の収集・整理・解析 試掘調査結果の整理・解析
調査地域	事業計画地およびその周辺
調査結果	(文献調査) 遺跡の存在を確認 (試掘調査) 埋蔵文化財の包蔵を確認

イ 予測

予測手法	事業計画地内に存在する文化財と事業の改変区域の範囲を重ね合わせ、文化財に対する直接的な改変の程度を定性的に予測
予測結果	事業計画地内には、文化財が概ね全域に分布することを確認
対応	試掘調査で認められた遺構等は記録保存 工事着手前に本掘調査を実施

ウ 環境保全措置

<p>周知の埋蔵文化財包蔵地については、文化財所管部局とその取扱いについて協議し、適切な措置を講じる。</p> <p>工事中、新たな遺跡等が発見された場合は、文化財保護法に基づき文化財所管部局と協議の上、適切な措置を講じる。</p>
--

エ 評価

<p>工事着手前に本掘調査を行い、新たな埋蔵文化財が確認された場合は、文化財所管部局と協議し、文化財に対して適切な措置を講じることから、問題はないと評価する。</p>

7. 文化財関係の知事意見

滋賀県環境影響評価条例施行後（平成 11 年 6 月から平成 30 年 3 月まで）に実施された条例対象事業に対して述べた知事意見（左欄）と、それに対する事業者の見解（右欄）を掲載する。

【事業名】	大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）	
方法書	意見なし	
準備書	意見なし	

【事業名】	大津市環境美化センター整備事業	
方法書	新たに法面を延長する部分には既存施設の開発前の尾根が残っていると想定されるため、埋蔵文化財に十分留意すること。	事業計画地に周知の文化財はありませんが、工事の実施時に埋蔵文化財が確認された場合には、文化財保護法に基づき関係各機関と協議の上適切に対処します。
準備書	意見なし	

【事業名】	南草津プリムタウン土地区画整理事業	
方法書	重要な遺構が発掘された場合、街路	重要な遺構が発掘された場合に

	計画の変更も含め、その文化財の活用について検討すること。	は、教育委員会等の関係機関の指導に従い、適切に対処します。
方法書	事業実施区域には周知の埋蔵文化財包蔵地（榊差古墳群、榊差遺跡、黒土遺跡および南笠古墳群）が所在するため、草津市教育委員会文化財保護課とその取扱いについて協議すること。	周知の埋蔵文化財包蔵地（榊差古墳群、榊差遺跡、黒土遺跡及び南笠古墳群）の取り扱いについて、草津市教育委員会文化財保護課と協議しました。
準備書	意見なし	

【事業名】	草津市立クリーンセンター更新整備事業	
方法書	<p>事業予定地周辺の遺跡は、水田であった場所から出土していることから、事業予定地の履歴を確認し、水田であった場所が含まれる場合は、試掘調査の必要性について検討すること。試掘調査により埋蔵文化財が確認された場合は、文化財を環境影響評価の対象とすること。</p>	<p>国土地理院発行の旧版地図や住宅地図等に基づく過去の土地利用状況から、事業予定地の一部が水田であったことを確認しました。</p> <p>その結果をうけ、草津市教育委員会が事業予定地の試掘を行った結果、埋蔵文化財は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定しませんでした。</p> <p>なお、今後の工事において、埋蔵文化財確認された場合には、草津市の教育委員会等関係部署と協議を行い記録保存。移設等の措置により適切に対応します。</p>
準備書	事業予定地がどのような場所であったのか、周辺の住民に聴き取りを行い、環境影響評価書に記載をすること。	事業予定地は、昭和51年に造成工事が行われ、現在までグラウンドとして利用されてきました。また、事業予定地における伝承文化について地域住民に聞き取りを行いました。

【事業名】	南部クリーンセンター整備事業	
方法書	事業地内で土地の改変を行う際、埋蔵文化財が発見された場合、工事を中止し、適切な調査および対策を実施すること。なお、事業地周辺で開発事業が行われた際、埋蔵文化財に係る調査が実施されている可能性があるため、	(廃止等届出)

	その状況を把握すること。	
--	--------------	--

【事業名】	(仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク	
方法書	事業地の周辺には、埋蔵文化財包蔵地（曾束遺跡）が存在するほか、埋蔵文化財の有無を確認するための分布調査が事業地内で十分に行われていないため、未周知の埋蔵文化財包蔵地が存在する可能性がある。このため、埋蔵文化財の取り扱いについて、事前に大津市教育委員会文化財保護課と協議すること。	埋蔵文化財の有無や対応等について、事前に大津市教育文化財課と協議いたしました。その結果、工事中に文化財や化石或いは新たな遺跡等が発見された場合には、教育委員会等の関係機関に連絡し、適切な対策をこうじることとしました。
準備書	工事開始後、埋蔵文化財等が発見された場合は、速やかに大津市教育委員会に報告し、指導を受けること。また、請負業者に対してもその旨を周知徹底すること。	工事中、万が一新たな遺跡等が発見された場合の対応方法等について、工事の元請け業者のみならず、請負業者に対しても、新規入場者教育の機会を通して周知徹底します。このことを、評価書に環境保全措置として記載しました。

【事業名】	(仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業	
方法書	事業実施区域内に既知の埋蔵文化財（遺跡）があることが確認されており、この範囲の土地を改変する際は調査を行い、記録保存を行うこと。また、遺跡の活用方法についても検討することが望ましい。	滋賀県文化財保護課と協議を行い、一部で試掘調査を実施しました。今後、造成工事に先立ち本堀調査を行い、滋賀県文化財が発見された場合は、工事を中止し、関係機関と協議を行い適切な調査及び対処を行います。
準備書	事業予定地内にある既知の堤ヶ谷遺跡は、弥生時代の環濠集落であり、非常に重要な文化的遺産である。したがって、可能な限り遺跡のある部分の改変を行わない、もしくは、やむを得ず改変する場合は、滋賀県教育委員会および竜王町教育委員会の指導を受けながら記録保存に万全を期すほか、部分的にでも残し、これを活用する方法を検討すること。	事業実施区域の残置森林は大半が保安林であり、この部分については改変できない状況にあります。堤ヶ谷遺跡は、保安林の区域外となっており、改変する計画としております。遺跡部分を改変区域に含めた計画としていますが、今後、本堀調査を実施し、滋賀県教育委員会及び竜王町教育委員会と保存方法等も含めて協議を進めていきます。

準備書	発掘調査によって重要な遺構・遺物が検出された場合は、その保存について滋賀県竜王町教育委員会および竜王町教育委員会と協議の上、その保存に努めるものとする。	発掘調査等によって重要な遺構・遺物が検出された場合は、その保存について滋賀県教育委員会及び竜王町教育委員会と協議の上、その保存に努めます。
-----	--	---

【事業名】	大津湖西台土地区画整理事業（再実施）	
方法書	旧評価書の調査結果から、事業予定区域内に既知の埋蔵文化財（中谷遺跡）があり、祠等も確認されている。また、事業予定区域に接して東側および南側にも複数の埋蔵文化財があるため、既存調査の結果は尊重しつつも、工事中に新たに文化財が見つかった場合は、工事を中止し、適切な調査および対策をとること。また、その旨を準備書に記載すること。	
準備書	—	

【事業名】	（仮称）竜王商業施設開発計画	
方法書	開発予定地には薬師古墳以外にも、丘陵地斜面に埋蔵文化財（遺跡）が存在する可能性があるため、早い段階で竜王町教育委員会と協議を行ったうえで文化財調査を実施すること。	本事業では、知事意見の主旨を踏まえ、滋賀県並びに竜王町教育委員会と協議を行い、実施計画書の記載している現況調査期間中に埋蔵文化財の調査を実施しています。 調査の結果、埋蔵文化財は確認されませんでした。
準備書	地形的にも、周辺の状況からも、事業区域内に窯等の遺跡がある可能性がたかい（特に駐車場に隣接する法面工事を施工する部分）と考えられることから、工事中に遺跡が発見された場合は、工事を中止し、竜王町教育委員会と協議の上、保全等適正な対策をとること。また、薬師古墳の位置を看板等で明示し、遊歩道を整備するなど、文化財に対する一定の配慮をすること。	事業区域内は、窯跡等の遺跡がある可能性が高いと考えられることから、工事中に遺跡が発見された場合には、速やかに竜王町教育委員会等の関係機関と協議を行い、適切な対策を行っていきます。 また、薬師古墳については、その分布がわかる標示の設置や遊歩道の整備など、その必要性を含めて、今後、竜王町教育委員会と協議してい

		きます。
準備書	事業区域内の緑地予定地および法面予定地については試掘が行われていないので、今後事業計画変更等で建築物、駐車場の建設、造成工事等が行われる場合は、竜王町教育委員会と協議すること。	残存させる緑地については文化財に係る試掘調査を実施していないことから、今後、残存させる緑地の形状に変更が生じる場合には、速やかに竜王町教育委員会と協議し、適切な対策をしていきます。

【事業名】	(仮称) 信楽ホースパーク建設事業	
方法書	事業予定地周辺には中世から近世の窯跡群が確認されていることから、事前に甲賀市教育委員会と協議し、環境調査の早い段階で文化財および伝承文化の調査を実施すること。	埋蔵文化財分布調査は、甲賀市教育委員会に依頼し、平成 19 年 3 月に調査が行われ、事業予定地内には以降、遺物等は確認されていない旨の報告を得ています。
準備書	甲賀市教育委員会による埋蔵文化財に関する調査結果の写しを掲載すること。	甲賀市教育委員会による埋蔵文化財分布調査結果の写しは、文化財の項に記載しました。

【事業名】	ダイハツ工業(株)滋賀(竜王)工場発電設備設置事業	
方法書	工事中に新たに文化財が発見された場合は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づいて対処すること。	工事中に新たに文化財が発見された場合は、文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)に基づいて対処します。
準備書	意見なし	

【事業名】	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	
方法書	事業予定地周辺では古代の土器を焼いた窯跡が多く知られており、事業予定地でも見つかる可能性が高い。遺跡が見つかった場合は、現状保護を検討すること。また、遺跡の調査は、環境影響評価の早い段階で草の繁茂の影響を受けない時期に実施すること。	事前に、草の繁茂の影響を受けない時期(平成 15 年 3 月)に、日野町教育委員会による踏査が実施され、事業予定地での遺跡の有無について確認がなされました。この結果、事業予定地内での遺跡の分布は確認されませんでした。造成工事中に新たに確認された場合には、教育委員会と協議の上、適切な処置を行います。

準備書	文化財の踏査範囲について事業計画地とずれがあるので、再度事業計画地について踏査を行った上で、調査期間への依頼内容および踏査の結果を記述すること。	実際の造成計画範囲にあわせた範囲での再確認を日野町教育委員会に依頼し、埋蔵文化財は認められないなどの回答を得ました。これらの経緯および関係資料を送付しました。
-----	--	---

【事業名】	新清掃工場整備事業	
方法書	調査の結果、特に取り上げるべき情報がない場合にも、項目を削除せず、その旨記述するとともに、事業を実施する過程で新たな情報が得られた場合の対応を検討すること。	(廃止等届出)
準備書	—	

【事業名】	(仮称) 竜王リゾート開発事業	
方法書	既知の遺跡以外にも、アミューズメントパークゾーン予定地では斜面に、スポーツゾーン予定地では谷筋に遺跡が存在する可能性があるため、準備書作成のための早い段階で十分な調査を実施すること。	(廃止等届出)
方法書	事業予定地内の遺跡等の現状保全にできる限り配慮した計画とすること。	(廃止等届出)
準備書	—	

8. 文化財関係窓口

文化財関係の窓口は、以下に示すとおり（平成30年3月現在）。

関係窓口	所在地	連絡先
滋賀県教育委員会文化財保護課	大津市京町四丁目 1-1 (新館 4 階)	077-528-4670
大津市教育委員会文化財保護課	大津市御陵町 3-1 (別館)	077-528-2638
彦根市教育委員会文化財部文化財課	彦根市尾末町 1-38 (彦根市民会館)	0749-26-5833
長浜市市民協働部歴史遺産課	長浜市八幡東町 632	0749-65-6510
近江八幡市総合政策部文化観光課	近江八幡市桜宮町 236	0748-36-5529
草津市教育委員会事務局文化財保護課	草津市草津三丁目 13-30	077-561-2429
守山市教育委員会文化財保護課	守山市吉身二丁目 5-22	077-582-1156
栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課	栗東市安養寺一丁目 13-33	077-551-0131
甲賀市教育委員会歴史文化財課	甲賀市水口町水口 6053	0748-69-2250
野洲市教育委員会文化財保護課	野洲市西河原 2400 (北部合同庁舎)	077-589-6436
湖南市教育部生涯学習課	湖南市石部中央一丁目 1-1 (西庁舎)	0748-77-6250
高島市教育委員会事務局文化財課	高島市安曇川町田中 455	0740-32-4467
東近江市教育委員会歴史文化振興課	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-5677
米原市教育委員会事務局（教育部） 歴史文化財保護課	米原市長岡 1206 (山東庁舎)	0749-55-4552
日野町教育委員会生涯学習課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-0008
竜王町教育委員会生涯学習課	蒲生郡竜王町大字小口 3	0748-58-3711
愛荘町立歴史文化博物館	愛知郡愛荘町松尾寺 878	0749-37-4500
豊郷町教育委員会社会教育課	犬上郡豊郷町四十九院 1252	0749-35-8010
甲良町教育委員会社会教育課	犬上郡甲良町在士 353-1	0749-38-3311
多賀町立文化財センター	犬上郡多賀町四手 976-2	0749-48-0348

9. 文化財関係法令

文化財関係の法令は、以下に示すとおり（平成30年3月現在）。

法令の名称	備考
文化財保護法	
滋賀県文化財保護条例	
大津市文化財保護条例、(伝統的建造物関係条例)	
彦根市文化財保護条例	
長浜市文化財保護条例、(重要文化的景観条例)	
近江八幡市文化財保護条例、(伝統的建造物、重要文化的景観条例)	
草津市文化財保護条例	
守山市文化財保護条例	
栗東市文化財保護条例	
甲賀市文化財保護条例	
野洲市文化財保護条例	
湖南市文化財保護条例	
高島市文化財保護条例、(重要文化的景観条例)	
東近江市文化財保護条例、(伝統的建造物群保存地区保存条例)	
米原市文化財保護条例、(重要文化的景観条例)	
日野町文化財保護条例	
竜王町文化財保護条例	
愛荘町文化財保護条例	
豊郷町文化財保護条例	
甲良町文化財保護条例	
多賀町文化財保護条例	
世界の文化遺産および自然遺産の保護に関する条約	
古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法	指定都市： 大津市、京都市
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律	計画地域： 長浜市

10. 文化財関係参考文献

(1) 確認すべき資料

文化財関係の資料等については、以下のものを確認する。

- ・ 遺跡分布地図（県、市町）
- ・ 文化財目録（県、市町）
- ・ ホームページ（県、市町）

(2) 条例対象事業の図書に掲載された文化財関係の資料等

文化財関係の資料は、以下に示すとおり（平成 30 年 3 月現在）。

資料名	発行時期	出典
文化財目録	—	滋賀県教育委員会 HP
滋賀県文化財目録	H25	滋賀県教育委員会
滋賀県遺跡地図	H29.3	滋賀県教育委員会
滋賀の環境 2016	H29.1	滋賀県環境政策課
淡海の文化財	—	滋賀県教育委員会 HP
大津市内所在指定等文化財件数	H26	大津市文化財保護課
大津市文化財保護条例 大津市文化財の指定について	S52	大津市 HP
大津市文化財の指定について	—	大津市 HP
大津市遺跡分布地図	H18	大津市教育委員会
大津の文化財	—	大津市歴史博物館 HP
草津市指定文化財一覧表（目録）	—	草津市
草津市遺跡目録	H26.7	草津市教育委員会 文化財保護課（草津市 HP）
草津市指定文化財一覧表	H24	草津市
十禅寺川改良工事に伴う草津市 榊差遺跡発掘調査報告書 （事業名榊差古墳群）	H10.3	滋賀県教育委員会・財団法人 滋賀県文化財保護協会
草津市遺跡地図	—	草津市
甲賀市内指定文化財	H18.2	甲賀市
竜王町内遺跡分布地図（改訂版）	H18	竜王町教育委員会
竜王町内遺跡分布調査報告書	—	竜王町教育委員会
竜王町内遺跡発掘調査概要報告書 （平成 13 年度～平成 15 年度）	H17.3	竜王町教育委員会
日野町内遺跡分布地図、一覧表		日野町教育委員会
日野町内遺跡一覧表		日野町教育委員会
遺跡詳細図	—	京都市文化財保護課 HP
宇治市の文化財	—	宇治市歴史まちづくり 推進課 HP

伝承文化

本県は、琵琶湖を中心に自然と共生する文化が育まれてきたことや、日本列島のほぼ中央に位置し、昔から物資流通の拠点となってきたこともあり、様々な文化財や伝統行事が生み出されてきた。平成27年4月に認定された日本遺産「琵琶湖とその水辺景観－祈りと暮らしの水遺産」はその代表といえる。ここには、湧き水を暮らしに利用しているカバタ、清水で傷を癒したとされる居醒泉（いざめのいずみ）伝説、起源が平安時代に遡るとされる安曇川のヤナ漁などが含まれている。また、平成29年4月に認定された「忍びの里 伊賀・甲賀－リアル忍者を求めて－」は、歴史的遺産としても観光資源としても地域で重要な役割を担っている。

伝承文化は、無形の文化財や地域の祭り、行事、信仰の場等を対象としており、これらは文化財保護法で保護の対象となっていないものも多く、一旦失われると再生は困難となる。また、文献資料への記録がなく地域に語り継がれただけのものも多く、文献調査のみでは存在の確認が困難な場合が多い。

しかし、地域住民にとっては生活に密着している承継すべき重要なものであるため、調査対象が存在しないことが明らかである場合を除き、伝承文化を環境影響評価の対象環境要素として選定するものとする。

なお、伝承文化の調査については、地域住民に十分ヒアリングを行い、地域で大切にされているものを漏れなく把握する必要がある。

1. 調査

(1) 調査すべき情報

地域に密接に関連する伝承文化の状況およびその歴史

(解説)

文化財保護法で指定（登録）された無形の文化財または地域の祭りや行事、信仰の場等を対象とする。

伝承文化として対象とすべき具体的な例は、以下のとおり。

伝承文化の種類	具体例
無形文化財	文化財保護法に規定する演劇、音楽、工芸技術等
無形民俗文化財	文化財保護法に規定する衣食住・生業・信仰・年中行事に関する風俗慣習・民俗芸能・民俗技術
地域に伝わる祭り、行事、音楽、舞踊（場として使用される祠等含む）	雨乞い祭り、オコナイ、（国・県指定の）太鼓踊り

地域の生活文化の場	里山、用水路等
信仰の場	河川、湧水、岩石、山林、巨木、寺社仏閣等
歴史や文学作品等の背景となった場、催し	石碑、古戦場等
伝説、言い伝え	水害等の災害

(2) 調査の基本的な手法

現地調査および文献その他の入手可能な資料による情報の収集ならびに当該情報の整理および解析

(解説)

ア 伝承文化の概況

事業予定地およびその周辺の地域に存在する無形の文化財や、地域に伝わる祭り、行事、信仰の場、歴史や文学作品等の背景となった場等の伝承文化の存在およびその歴史について、市町の文化財所管部局と事前に協議したうえで、文献調査、ヒアリング、現地確認のすべての調査手法により把握する。

a 文献調査

県・市町文化財目録、郡史や市町村史、宇史等の地域資料、地名辞典を収集し、伝承文化の概要を把握する。

b ヒアリング

地域の行事や歴史に詳しい人、たとえば関係市町の文化財担当者、地域の博物館の学芸員、地域の寺社や自治会の関係者（特に年配の方）等へのヒアリングを行う。

c 現地確認

文献調査やヒアリングで得られた情報の確認を行う。文献調査では得ることのできない地域の状況の把握、ヒアリングで得られた情報の確認、新たな要素の発見等を目的とする。

イ 主要な伝承文化の抽出

把握した情報について、伝承文化の種類、位置等の概要、位置づけ（法令等の指定対象、地域により重視されている対象等の視点）を整理し、有識者（関係市町の文化財担当者や地域の博物館の学芸員等）の意見を踏まえ、主要な伝承文化を抽出する。

抽出にあたっては、文化財関係の法令に指定されているものや既存の公的調査などによって価値判断がなされているものだけでなく、地域の歴史的・文化的特徴や、住民等の価値認識、当該地域の土地や周辺環境との一体性も考慮し、以下の観点に照らして、当該地域に関わりがあるものを抽出する。

- ① 地域の歴史、文化を現在および将来に伝承し得る要素
- ② 地域住民に広く利用され、または親しまれている要素
- ③ 多くの人々が訪れるような要素
- ④ 多くの人々が感動・感銘を受け、鑑賞の対象となっているような要素
- ⑤ 他にはない傑出した個性や特徴を有する要素

ウ 主要な伝承文化の状態の把握

イで抽出した主要な伝承文化について、対象となる伝承文化の特性に応じて、以下の調査内容例を参考に現況を把握する。

調査すべきこと	調査内容例
伝承文化の状態	伝承文化の種類、名称など
	伝承文化の担い手
	伝承文化に関する事物、場の位置、面積、範囲、関連する場所の広がり、保存状況など
	伝承文化が行われる季節・時間帯・頻度など
伝承文化を支える要素	伝承文化に利用される水や動植物などの採取場所など
	地元自治会や関係市町等の保護・承継活動の意向・課題など
	その他伝承文化の成立に必要な要素
アクセス特性	伝承文化の場へのアクセスルートの状況（当事者、観光客）
その他	土地の使われ方
	開発によって影響を受けるおそれのある環境要素

(3) 調査地域

対象事業実施区域およびその周辺の区域

(解説)

ア 調査地域の設定

主要な伝承文化に関する情報と、事業特性（事業内容や計画地の位置、発生が推定される影響要因に関する情報）から、以下の①～③の観点に着目して、調査地域を設定する。

① 伝承文化の場への直接改変

事業の実施または供用による土地の形状の変更、樹木の伐採、構造物の設置等により、伝承文化に利用されている場が全体的にあるいは部分的に失われたり、形状の改変が行われたりすること等。

② 伝承文化の環境の状態変化

事業の実施または供用による大気環境、水環境、動物、植物、景観等の変化などにより、伝承文化の雰囲気や利用の快適性等が変化すること等。

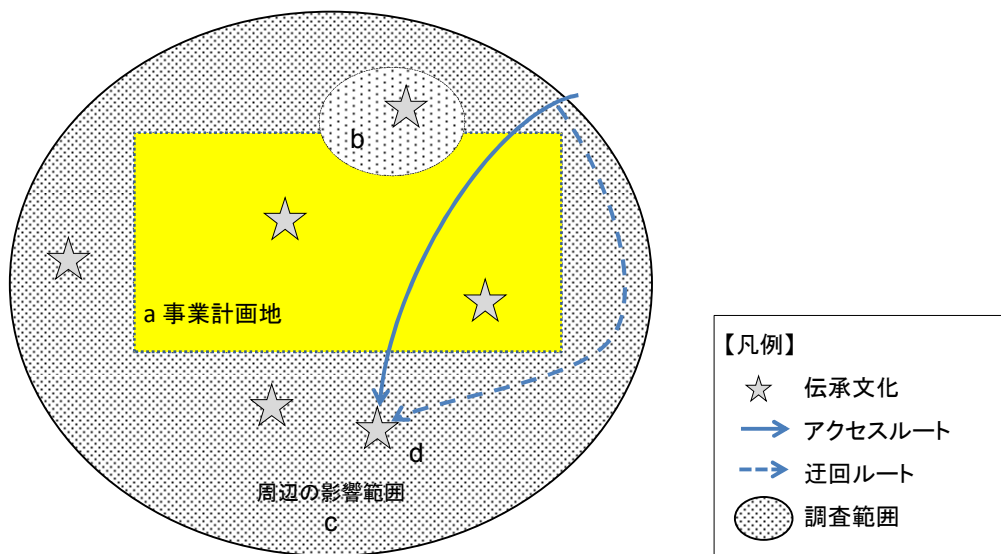
例：生活の場となっている用水路や祭り・伝統工芸で使用される植物への濁水の影響、祭りや行事への騒音の影響、巨木や祠の周囲が開発されることによる景観への影響など

③ 伝承文化へのアクセス特性の変化

事業区域の存在や工事の実施による祭りの神輿の通過ルートや祭りの会場への観光客のアクセス、信仰の場へのアクセスの阻害等。

イ 調査地域の目安

調査すべき情報	観点	調査地域の目安
無形文化財 無形民俗文化財	伝承文化の場への直接改変	a 事業計画地内
地域に伝わる祭り、行事、音楽*、舞踊* (場として使用される祠等を含む) 地域の生活文化の場(里山、用水路等) 信仰の場(河川、湧水、岩石、山林、巨木、寺社仏閣等) 歴史や文学作品等の背景となった場、催し(石碑、古戦場等) 伝説*、言い伝え*	伝承文化の環境の状態変化	a~cを含む範囲 ----- a 事業計画地内 b 事業計画地を含む集落 c a、bに近接して存在する事業計画地外の集落 ----- ※音楽、舞踊、伝説、言い伝えはcを除く。
	伝承文化へのアクセス特性の変化	d アクセスルートに影響を受けることが想定される伝承文化の存在および迂回ルートを含む範囲



(4) 調査地点

伝承文化に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる地点

(解説)

文献調査やヒアリング、現地確認により把握した主要な伝承文化が存在する地点とする。また、事業の実施により主要な伝承文化へのアクセスに影響を及ぼす可能性がある場合は、アクセス特性が把握できる地点を含める。

(5) 調査期間等

伝承文化に係る環境影響を予測し、および評価するために必要な情報を適切かつ効果的に把握できる期間、時期および時間帯

(解説)

主要な伝承文化の特性（行事の季節、時間帯、参加者等）を考慮し、実際に祭りや行事が行われている時期等を含むように調査期間、時期および時間帯を設定する。

紅葉や桜等を要素に持つ伝承文化や、棚田や里山等季節により大きく雰囲気や利用の変動がある場合は、これらの変化を適切に把握できる期間・時期を考慮する。

(6) 記載にあたっての留意事項

調査結果には、出典資料、調査方法、調査内容、ヒアリングの対象者の属性および年齢層等を具体的に記載する。

主要な伝承文化を抽出する際の過程や、有識者の意見等、抽出にあたっての根拠を明らかにする。

調査の結果、特に取り上げるべき情報が無い場合にも、項目を削除せずに特記すべき情報がない旨を記述する。

2. 予測

予測および評価の対象となる伝承文化は、1(2)イで抽出した主要な伝承文化とする。

(1) 予測の基本的な手法

伝承文化への影響の程度を踏まえた事例の引用または解析

(解説)

ア 伝承文化の場への直接改変の程度の予測

伝承文化の場に対する直接的な改変による影響については、土地の形状の変更等の範囲と、伝承文化の事物や場の分布図を重ね合わせることにより伝承文化への影響を予測する。

イ 伝承文化の環境の状態変化の予測

伝承文化の環境の状態変化については、大気環境、水環境、動物、植物、景観等の予測結果を踏まえ、事物や場の利用状況や周辺環境への影響または変化の程度を予測する。

ウ 伝承文化へのアクセス特性の変化の予測

伝承文化へのアクセス特性の変化については、事業区域や工事関係車両、観光客のアクセスルートの経路図を重ね合わせる等によりアクセス特性の変化を予測する。

(2) 予測地域

調査地域のうち、伝承文化に係る環境影響を受けるおそれがあると認められる地域

(解説)

予測地域は、調査地域に準ずる。

(3) 予測対象時期

伝承文化に係る環境影響を的確に把握できる時期

(解説)

対象事業の工事期間中は、伝承文化、伝承文化の環境およびアクセス特性に及ぼす影響を適切に予測し得る時期とする。

対象事業の工事完了後は、施設等が通常の稼働状態に達し、伝承文化、伝承文化の環境およびアクセス特性に及ぼす影響を適切に予測し得る時期とする。

なお、伝承文化の環境およびアクセス特性の変化の予測対象時期は、大気環境、水環境、動物、植物、景観等の予測結果を踏まえ、それら各々の影響が最大となる時期を適切に設定する。

3. 評価

(1) 伝承文化への影響が、実行可能な範囲内でできる限り回避され、または低減されており、必要に応じ代償措置等の実施により環境の保全についての配慮が適正になされていること。

(2) 文化財保護法、滋賀県文化財保護条例および関係市町の文化財の保護に関する条例等に基づく基準等や、関係市町の歴史文化基本構想等における目標が示されている場合には、当該基準または目標と整合が図られていること。

(3) 伝承文化には法規制や基準がないものも多く、伝承文化の保存・承継は地元住民に依存するものであり、評価にあたっては地元住民の意向を十分尊重すること。

4. 環境保全措置

伝承文化の保存・継承を基本とするため、影響を回避または低減させることを優先する。可能な限り直接改変の区域から除外するとともに、伝承文化の環境の状態への影響についても回避・低減する必要がある。

環境保全措置は、有識者と協議を行ったうえで、地域住民の保存・承継の活動や意思を十分尊重し、必要以上に伝承文化の環境に手を加えることのないようにする。

なお、具体的な環境保全措置の例としては、以下のものが想定される。

(1) 回避

- ・ 区域、設計の変更等により、伝承文化に係る事物や場の分布地を改変区域から除外する。
- ・ 工事計画の変更等により、伝承文化に係る行事の開催時期は工事を一時休止する。

(2) 低減

- ・ 区域、設計の変更等により、伝承文化に係る事物や場の分布範囲に占める改変区域の割合を縮小する。
- ・ 伝承文化に間接的影響を及ぼす環境要素（大気環境、水環境、動物、植物、景観等）の影響を低減する。
- ・ 新たな施設を伝承文化に係る事物や場の雰囲気に合わせて等、意匠を工夫する。

(3) 代償

- ・ 伝承文化に関係する事物の移築や、場の代替地の整備および記録保存を行う。

5. 事後調査

(1) 事後調査の必要性

事後調査が必要な場合は、以下のものが挙げられる。

- ・ 伝承文化に与える影響が不明確で、事業の実施によるこれらへの影響に不確実性が大きい場合
- ・ 代償措置により伝承文化に関係する事物や場の移築、場の代替地の整備を行った場合

(2) 事後調査の手法

原則として現地調査とし、対象事業により伝承文化が受けた影響の内容および程度を確認するとともに、予測評価および環境保全措置の効果を検証する。

(3) 事後調査の期間

原則として予測対象時期とする。

6. 事例紹介

南草津プリムタウン土地区画整理事業の事例

(1) 事業概要

事業の種類	土地区画整理事業
事業規模	約 32.3ha
事業区域の位置	草津市野路町および南笠町の一部

(2) 土地利用計画

農耕地を改変し、住宅用地（約 1,200 世帯）を造成。

区分	計画前割合 (%)	計画後割合 (%)
宅地等	8	57
農耕地	83	10
道路	2	25
河川・水路等	7	5
公園・緑地	—	3

(3) 伝承文化に係る環境影響評価の概要

ア 調査

調査対象	伝承文化
調査手法	地域の方のヒアリングおよび地域史のとりまとめ
調査地域	事業計画地内に所在する住居を含む集落
調査結果	伝承文化（神事）で使用される祠を確認

イ 予測

予測手法	伝承文化の場（祠）に対する直接的な改変の程度を定性的に予測
予測結果	事業実施後も祠を現在の位置で残すことから、利用の影響はない

ウ 環境保全措置

なし

エ 評価

伝承文化の場（祠）を現在の位置でそのまま残すことから、利用の影響はない

7. 伝承文化関係の知事意見

滋賀県環境影響評価条例施行後（平成 11 年 6 月から平成 30 年 3 月まで）に実施された条例対象事業に対して述べた知事意見（左欄）と、それに対する事業者の見解（右欄）を掲載する。

【事業名】	大津市北部クリーンセンター整備事業（建替え）	
方法書	意見なし	
準備書	意見なし	

【事業名】	大津市環境美化センター整備事業	
方法書	意見なし	
準備書	意見なし	

【事業名】	南草津プリムタウン土地区画整理事業	
方法書	伝承文化に関わる祭りや行事について、地域の方への聞き取り調査を実施し、まとめること。その結果に応じて、伝承文化を環境影響評価の対象とすること。	聞き取り調査の結果、伝承文化にかかわる祭りや行事をとりまとめた資料「みなみかさの歴史」があり、内容をとりまとめ、準備書に記載しました。
準備書	意見なし	

【事業名】	草津市立クリーンセンター更新整備事業	
方法書	伝承文化に係る環境影響評価の要否について、現存する伝承文化に関わる祭りや行事だけでなく、事業予定地およびその周辺における土地の使用履歴についても考慮する必要があることから、これらの事項について、過去の地図や市史等の既存の資料を活用するほか、周辺への聞き取り等により確認を行うこと。また、その結果に応じて、伝承文化を環境影響評価の対象とすること。	伝承文化に関する資料や旧版地図等を含め、各市の伝承文化に関わる祭りや行事について整理しました。 また、草津市の文化財担当部署等への聞き取りを行いました。伝承文化は確認されませんでした。このため、環境影響評価対象項目には選定されませんでした。

準備書	事業予定地がどのような場所であったのか、周辺の住民に聴き取りを行い、環境影響評価書に記載をすること。	事業予定地は、昭和 51 年に造成工事が行われ、現在までグラウンドとして利用されてきました。また、事業予定地における伝承文化について地域住民に聞き取りを行いました。
-----	--	--

【事業名】	南部クリーンセンター整備事業	
方法書	意見なし	
準備書	—	

【事業名】	(仮称) 創価学会滋賀メモリアルパーク	
方法書	意見なし	
準備書	伝承文化について、調査対象とした対象者、回数、調査した状況等、調査した内容を細かく明記すること。また、現行の祭事以外に、事業予定地およびその周辺にまつわる事項についても調査を行い、その結果を明記すること。	伝承文化について、地元住民への聞き取り調査の詳細として、調査日時、調査対象者の年齢、人数、調査回数および聞き取り時の状況を評価書に記載しました。 ヒアリングの結果、事業計画地およびその周辺にまつわる事項として、隠れキリシタンが居住していたとの伝承があり、評価書に記載しました。

【事業名】	(仮称) 竜王岡屋工業団地造成事業	
方法書	意見なし	
準備書	伝承文化は、民俗文化財だけを指すのではなく、事業予定地およびその周辺での人々の営みも含むものであるため、事業予定地で行われた人々の営みについて調査し、その結果を明記すること。	事業予定地で行われた人々の営みについて、資料調査及びヒアリング調査を実施し、その結果を追記しました。
準備書	事業予定地の改変区域内に所在する祠、石碑について、近接する岡屋集落との関わり合いを調査し、補足すること。	事業予定地の改変区域内に所在する祠、石碑について、資料調査及びヒアリング調査を実施し、その結果を追記しました。
準備書	伝承文化の調査結果については、出典資料等を明記すること。	ご指摘のとおり、出典資料を追記しました。

【事業名】	大津湖西台土地区画整理事業（再実施）	
方法書	意見なし	
準備書	—	

【事業名】	（仮称）竜王商業施設開発計画	
方法書	意見なし	
準備書	意見なし	

【事業名】	（仮称）信楽ホースパーク建設事業	
方法書	事業予定地周辺には中世から近世の窯跡群が確認されていることから、事前に甲賀市教育委員会と協議し、環境調査の早い段階で文化財および伝承文化の調査を実施すること。	埋蔵文化財分布調査は、甲賀市教育委員会に依頼し、平成19年3月に調査が行われ、事業予定地内には以降、遺物等は確認されていない旨の報告を得ています。
準備書	伝承文化の現況調査において、実施した調査の方法を具体的に記載すること。	伝承文化の現況調査に当たりましては、文献調査や聞き取り調査を実施したことから、調査方法を伝承文化の項に記載しました。

【事業名】	ダイハツ工業(株)滋賀（竜王）工場発電設備設置事業	
方法書	意見なし	
準備書	意見なし	

【事業名】	中部清掃組合ごみ処理施設整備事業	
方法書	意見なし	
準備書	伝承文化の内容をより広くとらえ、伝承文化への影響の予測および評価の説明を加えること。	伝承文化の範囲としては、「お祭り」のみでなく、伝説の井戸、伝説にまつわる木、伝承の歌や話なども観点に入れ、予測および評価の説明を加えました。

【事業名】	新清掃工場整備事業	
方法書	調査の結果、特に取り上げるべき情報がない場合にも、項目を削除せず、その旨記述するとともに、事業を実施する過程で新たな情報が得られた場合の対応を検討すること。	(廃止等届出)
準備書	—	

【事業名】	(仮称) 竜王リゾート開発事業	
方法書	<p>伝承文化については、樹木伝承、池伝承および鏡山の伝承についても準備書作成のための早い段階でヒアリング等の調査を実施すること。</p> <p>また、廃れてしまった過去の祭り等についても復活の可能性を含めて調査を実施すること。</p>	(廃止等届出)
準備書	—	

8. 伝承文化関係窓口

伝承文化関係の窓口は、以下に示すとおり（平成30年3月現在）。

関係窓口	所在地	連絡先
滋賀県教育委員会文化財保護課	大津市京町四丁目 1-1 (新館 4 階)	077-528-4670
大津市教育委員会文化財保護課	大津市御陵町 3-1 (別館)	077-528-2638
彦根市教育委員会文化財部文化財課	彦根市尾末町 1-38 (彦根市民会館)	0749-26-5833
長浜市市民協働部歴史遺産課	長浜市八幡東町 632	0749-65-6510
近江八幡市総合政策部文化観光課	近江八幡市桜宮町 236	0748-36-5529
草津市教育委員会事務局文化財保護課	草津市草津三丁目 13-30	077-561-2429
守山市教育委員会文化財保護課	守山市吉身二丁目 5-22	077-582-1156
栗東市教育委員会スポーツ・文化振興課	栗東市安養寺一丁目 13-33	077-551-0131
甲賀市教育委員会歴史文化財課	甲賀市水口町水口 6053	0748-69-2250
野洲市教育委員会文化財保護課	野洲市西河原 2400 (北部合同庁舎)	077-589-6436
湖南市教育部生涯学習課	湖南市石部中央一丁目 1-1 (西庁舎)	0748-77-6250
高島市教育委員会事務局文化財課	高島市安曇川町田中 455	0740-32-4467
東近江市教育委員会歴史文化振興課	東近江市八日市緑町 10-5	0748-24-5677
米原市教育委員会事務局（教育部） 歴史文化財保護課	米原市長岡 1206 (山東庁舎)	0749-55-4552
日野町教育委員会生涯学習課	蒲生郡日野町河原 1-1	0748-52-0008
竜王町教育委員会生涯学習課	蒲生郡竜王町大字小口 3	0748-58-3711
愛荘町立歴史文化博物館	愛知郡愛荘町松尾寺 878	0749-37-4500
豊郷町教育委員会社会教育課	犬上郡豊郷町四十九院 1252	0749-35-8010
甲良町教育委員会社会教育課	犬上郡甲良町在土 353-1	0749-38-3311
多賀町立文化財センター	犬上郡多賀町四手 976-2	0749-48-0348
滋賀県博物館協議会 (http://sam.shiga.jp/) ※ 県内の博物館施設（滋賀県立琵琶湖博物館をはじめ博物館・美術館・資料館などが加盟）		

9. 伝承文化関係法令

伝承文化関係の法令は、以下に示すとおり（平成30年3月現在）。

法令の名称	備考
文化財保護法	
滋賀県文化財保護条例	
大津市文化財保護条例	
彦根市文化財保護条例	
長浜市文化財保護条例	
近江八幡市文化財保護条例	
草津市文化財保護条例	
守山市文化財保護条例	
栗東市文化財保護条例	
甲賀市文化財保護条例	
野洲市文化財保護条例	
湖南市文化財保護条例	
高島市文化財保護条例	
東近江市文化財保護条例	
米原市文化財保護条例	
日野町文化財保護条例	
竜王町文化財保護条例	
愛荘町文化財保護条例	
豊郷町文化財保護条例	
甲良町文化財保護条例	
多賀町文化財保護条例	

10. 伝承文化関係参考文献

(1) 確認すべき資料

伝承文化関係の資料等については、以下のものを確認する。

- ・ 郡史
- ・ 市町村史
- ・ 字史
- ・ 各市町ホームページ

(2) 条例対象事業の図書に掲載された伝承文化関係の資料等

伝承文化関係の資料は、以下に示すとおり（平成 30 年 3 月現在）。

資料名	発行時期	出典
滋賀県文化財目録	H27.10 現在	滋賀県 HP
滋賀文化のススメ	H26.12 現在	滋賀県 HP
大津市指定文化財の指定について	—	大津市
大津市文化財保護条例 大津市文化財の指定について	S52	大津市
大津のかんきょう宝箱	H27.12 現在	大津市 HP
草津市指定文化財一覧表	H24	草津市 HP
立命館大学景観計画研究室サイト	—	立命館大学 HP
草津市指定文化財一覧表（目録）	—	草津市
栗東市に所在する指定・選択・登録文化財件数一覧	—	栗東市 HP